

経済産業省

平成 20・12・09 製局第 4 号

平成 20 年 12 月 10 日

社団法人日本ジュエリー協会
会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出について

標記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から平成 20 年 12 月 5 日付け警察庁丙組犯収発第 214 号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が平成 20 年 12 月 5 日付け外務省告示第 640 号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）第 9 条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

貴協会会員に対し周知徹底されるようお願いいたします。

<http://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

件名・国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象を改正する件

○外務省告示第六百四十号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十年第六百六号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号に基づき設立された同理事會委員會が平成二十年九月十六日、十月三日及び十一月十二日に行つた決定に基づき、同理事會決議第一二六七号(b)、第一三三三号(c)及び第一三九〇号2 (a)に定められた措置の対象となる個人及び団体を別表のとおり改正する。

平成二十年十二月五日

外務大臣 中曾根 弘文